

行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道
藤 川 仁 司

第2 監査の種類

行政監査

第3 監査の概要

1 テーマ

個人情報の保護（USBメモリの管理保管状況その2）

2 目的

市が保有する情報には、市民の個人情報や行政運営上重要な情報等、改ざんや外部への漏えいなどが発生した場合に極めて重大な影響を及ぼす情報が多く含まれています。

近年、自治体から個人情報の漏えい、流出等の報道を受け、平成29年度にUSBメモリの管理事務について行政監査を実施したところ、みよし市USBメモリ等取扱規程（以下「規程」という。）の理解不足により誤りが見受けられたため改善するように指導を行いました。

平成30年度は、職員への制度の周知徹底に加え、定期的に規程どおり運用が行われているか、その後の管理状況や利用実態を監査することで、適正な事務の執行に資することを目的としました。

3 実施期間

平成30年10月9日から平成31年1月28日まで

4 対象部局等

平成30年度にUSBメモリを保有している所管課及び広報情報課

5 監査の範囲

平成30年度におけるUSBメモリの管理状況について

6 着眼点

- (1) USBメモリの利用許可に関する手続きは適切にされているか。
- (2) USBメモリの保管管理は適切にされているか。
- (3) USBメモリの管理簿等はセキュリティ主任者により適正に確認されているか。

7 監査方法

監査の実施に当たっては、6の着眼点に沿って監査することを基本とし、監査対象部局からUSBメモリ管理状況や利用実態等について、調査票や関係書類の提出を求め、関係職員からの聞き取りや、実地調査を実施しました。

第4 監査の結果

1 各課のUSBメモリ保有状況について

広報情報課及び各課への聞き取りと書類確認の結果、広報情報課へUSBメモリ等使用申請書を提出し、許可されたUSBメモリは42本、その他愛知県国民健康保険団体連合会が指定し貸与されたUSBメモリが4本、合計46本ありました。

2 広報情報課への申請許可手続について

平成30年度は、市で使用するUSBメモリは広報情報課で調達し、パスワード機能及び暗号化機能付とし、市のネットワークと異なるネットワーク間の情報移行を目的とした内部用と委託業者等との情報受け渡しを目的とした外部用の2種類に分けて定められた手続により許可をされていました。その他の方法で調達した4本についても、規程に定められた手続を経ていることを確認しました。

3 規程運用前に保管していたUSBメモリについて

(1) 広報情報課で回収したUSBメモリ

平成29年度に広報情報課が回収及び廃棄したパスワード及び暗号化機能付でないUSBメモリは112個で、これらは平成29年度末に他のパソコン等とあわせてデータ消去を行い処分したと説明があり、廃棄処分委託業者から提出された報告書にて処分を確認しました。

4 管理保管状況について

(1) 利用目的

市が保有する情報をUSBメモリへ取り込むことは原則禁止しており、例外として、USBメモリ等取扱規程第3条に規定する場合に限り、広報情報課に利用目的を申請し、許可された場合は利用を可能としています。しかしながら、広報情報課が許可した内容以外の目的利用が1件ありました。

(2) 保管場所

USBメモリは、現地確認を実施した結果、すべて施錠のできる保管庫等に適切に保管されていました。

(3) 管理簿への記載

職員は、USBメモリを利用するときは、管理簿に必要事項を記入し、情報セキュリティ主任者に許可を得なければならないこととなっており、平成29年度は、一部の部署で管理簿に記載されていない部署がありましたが、平成30年度は全部署が管理簿に記載し、適正に管理されておりました。

(4) 返却時のデータ削除

職員は、USBメモリを使用後にUSBメモリに記録されている情報を削除して返却し、その際に情報セキュリティ主任者は、USBメモリ内の情報が削除されていることを確認することとされています。

現地確認でUSBメモリの中身を確認したところ、返却済みのUSBメモリの中に情報が保存されたままになっている事案が1件ありました。

また、情報セキュリティ主任者は、情報削除の確認を口頭のみで実施しているという事案が12件ありました。

第5 まとめ

平成30年度行政監査では、平成29年度と比較して、規程の周知が徹底され、職員の情報セキュリティ危機管理に対する意識も広がり、その結果、管理簿への記載及びUSBメモリは適正に管理されていました。

現地確認では、情報セキュリティ主任者として所属長が返却後のUSBメモリの中にデータが残っていないか口頭のみで確認している課があり、あくまでもUSBメモリは異なるネットワーク間の情報移行及び内部と外部の委託業者との情報受け渡しを目的としたものであることを念頭に、返却後は目視でも確認する必要があると考えます。

今後も市全体で情報セキュリティに取組み、職員の危機管理意識の向上に努められ、広報情報課は、定期的に規程どおりに運用がされているかのチェックを継続的に行うことを求めます。

【資料】

現地確認結果一覧（平成30年10月31日から平成30年12月4日まで）

確認事項		平成30年度 調査	平成29年度 調査
1	USBメモリ保管場所は安全な場所で保管されていたが、鍵の管理が適正ではなかった。	該当無し	1課
2	管理簿の記載がされていなかった。	該当無し	2課
3	管理簿に許可と返却確認の押印がされていなかった。	該当無し	2課
4	所属長によるUSBメモリ返却時のデータ削除の確認が口頭及び担当者のみで実施されていた。	12課	6課
5	許可された目的以外に使用されていた。	1課	9課
6	返却済みのUSBメモリの中にデータが保存されたままになっていた。	1課	4課

平成30年度 各課保管USBメモリー一覧

対象課	(1) 庁内用	(2) 外部機関用	(3) 公共的団体用	合計 (1) + (2) + (3)
子育て支援課	1	1	0	2
健康推進課	1	1	1	3
協働推進課	1	0	0	1
市民課	2	0	0	2
会計課	1	0	0	1
産業課	1	0	0	1
税務課	1	1	0	2
納税課	2	1	0	3
福祉課	1	1	1	3
長寿介護課	1	0	1	2
長寿介護課(包括支援センター)	1	0	0	1
保険年金課	1	2	1	4
市民病院管理課・地域連携、医療相談室	3	0	0	3
教育行政課	1	0	0	1
学校教育課	2	0	0	2
スポーツ課	1	0	0	1
生涯学習推進課	1	0	0	1
教育行政課(資料館)	0	1	0	1
学校教育課(給食センター)	1	0	0	1
防災安全課	1	0	0	1
人事課	1	0	0	1
総務課	1	0	0	1
議事課	0	1	0	1
都市計画課	1	0	0	1
公園緑地課	1	0	0	1
道路河川課	1	0	0	1
下水道課	1	0	0	1
広報情報課	1	1	0	2
財政課	0	0	0	0
企画政策課	1	0	0	1
計	32	10	4	46